

平成26年（行ウ）第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函 館 市

被告 国 外1名

## 証 拠 説 明 書 (2)

平成27年7月7日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告訴訟代理人弁護士 河 合 弘 之 ほか

号証	証拠の標目／ 原本・写しの別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
甲 A13	意見書 原本	平成27年 3月26日	高木光	<p>函館市が、財産権の主体としての地位、水道事業者としての地位、地方自治権ないし存立維持権を根拠に、原告適格が認められるべきこと。</p> <p>函館市が主張している「存立維持権」は、多面的な性格を有する権利であること。</p> <p>もんじゅ最高裁判決では、原子炉周辺に財産を所有する者の</p>

号証	証拠の標目／ 原本・写しの別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
				<p>原告適格を否定する判断は示されていないこと。</p> <p>改正前の原子炉等規制法が、「財産権」も個別的法益として保護していたと解すべきこと。</p> <p>函館市に原告適格が認められる以上、法律上の争訟性も認められるべきこと。</p> <p>那覇市 ASWAC 事件最高裁判決は、「機関訴訟の法理」の拡大適用を避けたものであり、宝塚パチンコ規制条例最高裁判決は射程が広いものではないから、これらを本件の法律上の争訟性を否定する根拠に使うのは相当でないこと等。</p>
甲 A14	意見書 原本	平成 27 年 3 月 31 日	人見剛	<p>行政訴訟である国を被告とする①原子炉設置許可の無効確認訴訟，②原子炉の建設停止命令を求める義務付け訴訟について，それらが「法律上の争訟」として成立すること（鑑定事項 1），そしてそれら訴訟の原告適</p>

号証	証拠の標目／ 原本・写しの別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
				<p>格が認められること（鑑定事項2）。</p> <p>鑑定事項1について、第一に、重要な争点となっている平成14年宝塚市パチンコ店等規制条例事件の判示を仮に前提としても本件行政訴訟が「法律上の争訟」といえること（2頁）、第二に、平成14年判決の「法律上の争訟」概念がそもそも誤りであって本件訴訟の判断の基礎におかれるべきではないこと（5頁）、第三に、自治権を有する固有の行政主体としての地方公共団体の提起する行政訴訟が「法律上の争訟」といえること（11頁）。</p> <p>鑑定事項2について、まず、「法律上の争訟」性が争われていない原告の公有資産所有権に基づく抗告訴訟についてその原告適格も認められること（21頁）、次に、鑑定事項1に述べる</p>

号証	証拠の標目／ 原本・写しの別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
				<p>ところから「法律上の争訟」性が認められるべき国から独立した地方公共団体の固有の行政機能を実施する公行政主体としての存立の機能に立脚した抗告訴訟についても原告適格が認められること（24頁）</p> <p>原子炉等規制法の趣旨・目的及びその関連法令である原子力災害対策特別措置法の趣旨・目的と関係周辺地方公共団体の手続的参加・通報を受ける地位の保障の定め、当該地域的公益の内容・性質、そしてその侵害の態様・程度を勘案すれば、原子炉施設の周辺地方公共団体である函館市の担う地域的公益は、国の担う国家的公益に吸収解消されずに、それとして原子炉等規制法において個別的に保護されていると解されるべきであること（25頁）。</p>

号証	証拠の標目／ 原本・写しの別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
甲 A15	意見書  原本	平成 27 年 3 月 31 日	阿部泰隆	<p>「法律上の争訟」に関して、</p> <p>①本来、宝塚市条例事件判決（最判平成14年7月9日）は、司法権の範囲を主観訴訟に限定する理由がないほか、文理にも反するから、判例変更が必要であること（2頁，8～20頁）。</p> <p>②住基ネット訴訟（東京地判平成18年3月24日）にも宝塚市条例事件判決に対する批判が妥当し、現行憲法，遅くとも2000年の地方分権改革以降は，地方公共団体も独立の行政主体として構成されており，国との争いは「法律上の争訟」と解すべきであること（2～3頁，20～21頁）。</p> <p>③仮に，宝塚市条例事件判決を変更しないとしても，この判例は条例の執行を求めたものであり，行政権限の争い一般の問題ではないことから，その先例的価値・射程範囲はできるだけ制</p>

号証	証拠の標目／ 原本・写しの別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
				<p>限すべきであること（3頁，21～23頁）。</p> <p>④地方公共団体が「固有の地位」に立つ場合に行政手続法，改正行政不服審査法が適用されないのは，行政レベルにおける救済手段が憲法上保障されたものではないからであって，国と地方公共団体の紛争も司法権の対象となること（4頁，24～25頁）。</p> <p>⑤本件は原告の条例の執行とか，法律に基づく権限の執行を裁判所に求めたものではなく，宝塚市条例事件判決の射程外であり，かつ，原発に対する争いは民間人も自由に提起でき，民間に存在しない争いではないから，住基ネット判決の射程外でもあること（4頁，26～27頁）。</p> <p>⑥原告の予想被害には重要な財産上の侵害も含まれるから，こ</p>

号証	証拠の標目／ 原本・写しの別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
				<p>れまでの判例に照らしても権利義務に関する争いと構成できるので法律上の争訟に当たること（４頁，２７頁）。</p> <p>「原告適格」に関して、</p> <p>①原告は、福島原発事故に鑑みれば、原発事故によって、住民の生活、身体生命が害されるだけでなく、市自身の財産上の損害も巨費に上るほか、住民の生命、財産を守る任務を害され、存立基盤を失うこと（４頁，２７～３０頁）。</p> <p>②もんじゅ訴訟（最判平成４年９月２２日）は、原告適格が認められる根拠として、「事故がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが予想される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益として保護する趣旨を含む」としており、原告も住民同様、重要</p>

号証	証拠の標目／ 原本・写しの別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
				な財産の被害，災害防止・被災者援助・支援などの任務の訴外，住民の安全確保任務の阻害及び自治体自身の消滅など，重大な不利益を蒙るから，原告適格が認められるべきこと（5頁，30～36頁）。 ③制度的保障説は国家の立法権も地方自治の本質的部分を侵害してはならないという法理であって，立法権の行使と無関係な本件には適用がないこと（6頁，36～39頁）。
甲 A16	大間原子力発電所の建設凍結を求める署名書 原本	平成27年3月	函館市町 会連合会 会長 新 谷 則	函館市民（市民26万9000人のうち，約9万6000人），北海道内の各町内連合会，医師会等（248団体），函館市以外の国民（約5万人）が，大間原子力発電所の建設凍結を求めていること（署名総数14万6184名）
甲 A17	新聞記事 写し	平成27年3月26日	株式会社 北海道新 聞社	

以上